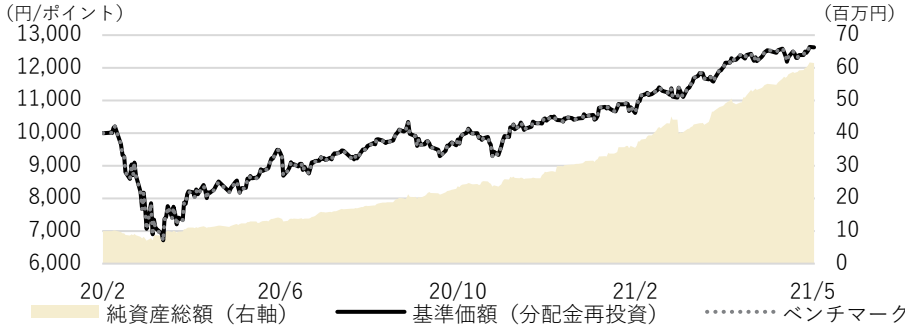


基準価額・純資産総額の推移



※ベンチマークはS&P500指数(配当込み、当社円換算ベース)です。

	当月末	前月末比
基準価額(分配金込み)(円)	12,627	+87
純資産総額(百万円)	61	+6

資産構成

	組入比率 (%)
外国株式	99.4
現物	95.1
先物	4.2
コール・ローン等、その他	0.6
合計	100.0

分配実績 | 課税前、1万口当たり

決算年月日	分配金(円)
2020/12/11	0
-	-
-	-
-	-
-	-
-	-
設定来合計	0

騰落率(%)

	ファンド	ベンチマーク
1ヵ月	0.69	0.70
3ヵ月	13.63	13.72
6ヵ月	22.57	22.73
1年	42.77	43.25
3年	-	-
5年	-	-
設定来	26.27	26.41

組入上位10業種

業種	組入比率 (%)
1 情報技術	26.2
2 ヘルスケア	13.0
3 一般消費財・サービス	12.1
4 金融	11.9
5 コミュニケーション・サービス	11.1
6 資本財・サービス	8.9
7 生活必需品	6.0
8 素材	2.8
9 エネルギー	2.8
10 公益事業	2.6

組入上位10銘柄

銘柄	業種	組入比率 (%)
1 APPLE INC	情報技術	5.5
2 MICROSOFT CORP	情報技術	5.3
3 AMAZON.COM INC	一般消費財・サービス	3.9
4 FACEBOOK INC-A	コミュニケーション・サービス	2.2
5 ALPHABET INC-CL A	コミュニケーション・サービス	2.0
6 ALPHABET INC-CL C	コミュニケーション・サービス	2.0
7 BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	金融	1.6
8 JP MORGAN CHASE & CO	金融	1.4
9 TESLA INC	一般消費財・サービス	1.3
10 JOHNSON & JOHNSON	ヘルスケア	1.2

組入銘柄総数： 505

基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の値です。| 基準価額は分配金(課税前)を再投資したものと計算しており、分配金があった場合は実際の基準価額とは異なります。また、実際のファンドにおいては、課税の条件によってお客様ごとに値は異なります。| ベンチマークは設定日翌日を10,000として指数化したものです。| 上記実績は過去のものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。| 月中に分配があった場合の基準日の基準価額は、分配金込みです。| 資産構成比率は純資産総額に対する実質組入比率です。また、コール・ローン等、その他には未収金、未払金等が含まれるため、マイナスとなる場合があります。REITの組入れがある場合、REITは株式に含めて表示しています。| 運用状況によっては、分配金が変わる場合、あるいは支払われない場合があります。| ベンチマークの設定来騰落率は、設定日翌日を基準として算出しております。| 組入上位の比率は、実質的に保有している現物対比です。| 業種はGICS(世界産業分類基準)に基づいています。

■ファンドの特色等(交付目論見書)

<https://www.ja-asset.co.jp/fund/140841/pdf/koutline140841.pdf>

お申込み・解約・償還、税制に関する事項等については、上記リンク先のお申込みメモおよび「ファンドの費用と税金」をご覧ください。

■運用情報・投資シミュレーション等

<https://toushin-lib.fwg.ne.jp/FdsWeb/FDST030000?isinCd=JP90C000JUG0>

■マーケット情報

<https://www.ja-asset.co.jp/market/index.html>

■設定・運用 販売会社等についてのお問い合わせ

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第372号 / 一般社団法人 投資信託協会会員 / 一般社団法人 日本投資顧問業協会会員

ホームページ | <https://www.ja-asset.co.jp/> / フリーダイヤル | 0120-439-244 (受付時間: 営業日の午前9時~午後5時)

投資リスク

- 当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて実質的に値動きのある有価証券等を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、投資者（受益者）の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。
- ファンドの運用による損益は、すべて投資者（受益者）の皆様へ帰属します。
- 投資信託は、預貯金と異なります。
- 当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「株価変動リスク」（一般に、株式は国内外の景気、政治、経済、社会情勢等の影響を受け、また、個別企業の業績や株式市場全体の動向を反映して価格が大きく変動します。ファンドに組入れている株式の価格が下落（上昇）した場合には、ファンドの基準価額が下落（上昇）する要因となります）、「為替変動リスク」（一般に、外貨建資産は当該通貨の円に対する外国為替相場の変動（円高・円安）の影響を受けます。このため外国為替相場が外貨建資産の当該通貨に対して円高（円安）となった場合には、ファンドの基準価額が下落（上昇）する要因となります）などがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご注意ください。

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者（受益者）のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）	毎日、純資産総額に年0.264%（税抜0.24%）を乗じた額を計上します。 毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期間末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。
その他の費用・手数料	監査費用は、毎日、純資産総額に年0.0033%（税抜0.003%）を乗じた額を計上します。 毎計算期間末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。
	有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等は、その都度信託財産中から支払われます。 ※運用状況により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※ファンドの費用の合計額は、投資者の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※ご購入の際は、必ず「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。

留意事項

当資料は、農林中金全連アセットマネジメント株式会社（以下、「当社」といいます。）がファンドの情報提供を目的に作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。当資料は当社が信頼できると判断したデータ等により作成しましたが、その正確性、完全性等を保証するものではなく、また事前の通知なしに内容を変更する場合があります。投資信託は預貯金や保険商品とは異なり、預金（貯金）保険機構、保険契約者保護機構の保護対象ではありません。投資信託のお申込みに関しては、クーリングオフの適用はありません。ご購入の際は、販売会社よりご提供する投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断いただきますようお願いいたします。

S&P500®（以下「S&P500指数」といいます。）は、S&P Globalの一部門であるS&P Dow Jones Indices LLC（以下「SPDJ」）の商品であり、これを利用するライセンスが農林中金全連アセットマネジメント株式会社に付与されています。Standard & Poor's®およびS&P®は、S&P Globalの一部門であるStandard & Poor's Financial Services LLC（以下「S&P」といいます。）の登録商標です。また、Dow Jones®はDow Jones Trademark Holdings LLC（以下「Dow Jones」といいます。）の登録商標です。これらの商標を利用するライセンスがSPDJに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスが農林中金全連アセットマネジメント株式会社にそれぞれ付与されています。当ファンドは、SPDJ、Dow Jones、S&Pまたはそれぞれの関連会社によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではなく、これら関係者のいずれも、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、S&P500指数の誤り、欠落、または中断に対して一切の責任も負いません。